

資料3-2(2件)

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202400996 令和6年12月12日(東京都) 令和6年12月27日	温水洗浄便座	(火災) 事務所で発煙に気づき確認すると、当該製品の一部を焼損する火災が発生していた。	●当該製品の製造事業者は、当該製品の一部焼損が発生したとの連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	
2	A202401257 令和6年6月22日(東京都) 令和7年3月21日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 宿泊施設で当該製品を充電中、発煙に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	●当該製品について調査の結果、当該案件の製品が日本国内で購入したものではないことが判明したことから、報告義務者ではないと判断した。	

製品起因による事故ではないと判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1				該当なし	